

令和7年度事業計画書

基本方針

我が国の農業にとって、国内にあつては自然災害の多発、消費動向の変化、農業者の高齢化と基幹的農業者の減少、耕作放棄地の拡大、人手不足、円安による輸入資・機材の値上り、高温障害などの問題があり、また、国外では各地での紛争を始め、各国が排他主義・保護主義に向かう傾向が見られる他、米国の政策転換により様々な分野で分断が更に進むことなどが懸念されている。

令和6年5月に、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法の改正法が成立し、その中に食料安全保障の考え方が盛り込まれており、国民に食料を確保することの重要性が明確に示された。農業の重要性が広く知れ渡る好機であり、日本農業が抱える課題に具体的な対応が施されることを期待したい。その上で、日本の農産物を海外に浸透させることを念頭に国際競争力のある日本農業の構築が求められることから、これらの流れに対応できる効率的かつ安定的な農業経営体やそれを担う農業者の育成・確保が急務となっている。

更に、開発途上国における収益力のある農業、また、地球環境に配慮した持続可能な農業を実践するための人材育成等を目的とした支援を行なうことは、今や国際社会のリーダーとして重要な役割を果たしている我が国の責務であり、ひいては我が国における食料の安定供給にも寄与するものである。加えて、諸外国の農業者を育成することは、その過程において、我が国農業現場の人手不足を少しでも緩和し生産力を維持することにもつながり、国の方針に叶うものである。

このような中、本会は、社会情勢や環境の変化に柔軟に対応でき、我が国農業の中核的推進力となる担い手の育成と確保、農業分野の人材を育成すること、国際貢献力、国際競争力を備えた農業経営体の確立、そして、国内外における農業者レベルの相互理解と友好親善の推進を図ることを目的として、

農業・農村青年の海外研修

海外農業者の人材育成

農業経営研究活動等

を実施し、併せて本会会員組織の連携強化及び組織活動の活性化を図る。

1. 会 議（法人）

本会の定款に基づき、次の会議を開催する。

1) 総 会

令和6年度事業報告、決算報告等を主な目的とした通常総会を6月に開催する。

2) 理事会

本会の事業運営に係る通常理事会4回と臨時理事会1回の計5回（5月、6月、8月、11月、翌年2月）を開催する。

2. 農業研修生海外派遣事業（公1）

1) 欧米等先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営・労働管理、販売技術等を修得させ、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に長期間の農業研修生海外派遣事業を実施する。

（1）国内業務

ア. 募集及び選考

【グループベースの研修】

研修生の募集・啓発は、都道府県担い手育成主務課、推薦枠を持つ大学、団体、組織など関係各機関の協力を得て行なう他、本会職員が各地に赴いて、あるいはオンラインで事業説明会を実施する。

応募者に対して適格者を選ぶ書類選考、オンライン面談を行なう。

派遣先国及び募集人数は次のとおりとする。

アメリカ（50名）

【個人ベースの研修】

以下の各国については、研修先国の事情を考慮してグループとしての研修とせず、期間、時期、業種など、個人の要望に応じた研修を組み立てる形とする。そのためにオンライン面談により参加資格や詳細な研修の希望内容を確認するとともに、各国受入機関が必要とする個々の情報を提供してもらうこととする。研修実施（渡航）は、研修先国の受入機関が受入農場を確保し、査証等の必要書類が整った段階で確定する。

デンマーク（1名）、スイス（9名）

カナダ・イギリス・アイルランド・フランス・ニュージーランド等：各国若干名

【アプレンティスシップ】

海外農業研修に参加することを前提とした準備を行うため、あるいは、日本国内で農業経験と知識の習得を希望する者を対象とするアプレンティスシップ研修生の募集を行なう。応募者に対し選考は行わず国内農家に適宜配属し研修機会を提供する。

募集人数：5名

イ. 講 習

6月下旬に渡航する令和6年度アメリカ研修生に対して農業経験と知識を高めるために4～5月の2ヶ月間、国内の農家において渡航前実習を実施し、また、6月の渡航時には出発時講習を行う。

令和7年度研修生として渡航を予定している者に対して、オンラインオリエンテーショ

ン、事前講習を実施する。

ウ．渡 航

グループベースによる研修参加者については、令和6年度アメリカ研修生は令和7年6月下旬に、令和7年度アメリカ研修生は令和8年6月下旬に渡航する。

令和7年度の個人ベースによる研修参加者については、語学力、農業経験等の本人の準備が整い、研修先国で受入農家が確定し、査証等の入国書類が整ってから渡航日を確定するが、その渡航は令和8年3月以降とする。

エ．帰 国

令和5年度アメリカ研修生は、令和7年12月中旬に研修を修了し帰国する。

令和6年度個人ベースの研修参加者は、令和8年3月までに個々の研修期間に合わせたスケジュールでそれぞれの研修修了後に帰国する。

(2) 海外業務

本会は、アメリカにおいては本部職員と米国側受入機関であるビッグ・ベンド・コミュニティ・カレッジの専属職員が密接に連携し、また、その他の国々においては本部職員と各国の現地研修生サポーターが各国受入機関と協力して、海外研修中の研修生に対する指導・助言等を行なうとともに、現地大学等関係機関の協力を得て各種研修等を実施する。

2) 国際農業人材育成支援事業

令和7年度農林水産省公募事業の「農業教育高度化事業における国際的な農業人材育成のための取り組みに関する全国事業」に応募し次の事業を実施する。

(1) 海外農業研修に参加する学生等への支援

条件を満たす学生等が海外農業研修に参加するための経費を支援する。

(2) 農業分野における海外研修・留学等の普及啓発

農業を学ぶ学生等が海外研修・留学の意義・効果等について理解を深めることができるように全国の海外農業研修既修者等の協力を得ながら全国規模で普及啓発を行う。

3) 若手畜産青年育成事業

畜産業の担い手を確保するには、若年層に畜産の新しい発見や魅力を再認識させ、将来畜産業に就業する動機付けをする必要があることから、高等学校生徒を対象に畜産業が盛んな欧・米・豪から一国を選択し海外研修を実施する。また、研修成果を広く社会に発信し、次世代の畜産業従事者増加に資する啓発活動を行う。この事業を日本中央競馬会の令和7年度畜産振興事業（公募事業）に応募し実施する。

【事業内容】 畜産を学ぶ高等学校生徒20名を全国から募集し、欧・米・豪を始めとする畜産先進国の一国に派遣して訪問国の畜産業の実情を学んでもらうとともに、現地の農家や畜産業を学ぶ学生、その他の畜産関係者と交流する機会を設ける（現地研修）。帰国後は、研修で学んだ畜産業の魅力や将来性を伝える広報活動（畜産アンバサダー活動）を全国各地で実施する。

4) Grow Abroad Conference 2025（国際カンファレンス）への出席

世界各国で農業研修生の送付、受入を行っている団体が加盟する Grow Abroad Alliance（正会員数33団体）が毎年各国持ち回りで開催するカンファレンスに出席し、本会研修生の派遣先国の農業事情、研修環境、社会情勢、査証や居住許可を始めとする各種法令の改定

内容などについて関係各国の団体と情報交換を行う。今年度の開催地はアイルランドを予定。

3. アジア食料生産力向上農業人材育成事業（公1）

農林水産省は、アジア地域の持続的な食料生産力向上と貧困削減に貢献するとともに、我が国の食産業の海外展開に資するために、日本の食料・農業システムに親和性を有する人材（現地パートナー）を育成することを目的に、開発途上国の農業青年を対象にした人材育成の取り組みを支援している。

本会は、アジアの農業・農村を担う人づくりを支援し、彼我両国農業者の相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に、農林水産省の公募事業「令和7年度アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果実態把握事業」に応募し、次の事業を実施する。

1) 農業青年人材育成事業

アセアン諸国の農業青年を我が国に招へいし、農業教育機関における学課研修や受入農家における実践的な農業研修を通じて、安全で高品質な農産物の生産、加工、販売、流通システムなどを習得させ、アジアの国々におけるフードバリューチェーンの構築に貢献する地域のリーダー的人材の育成を行なう。

【研修期間及び受入人員】

研修期間	受入人員	受入対象国	来 日	帰 国
11ヶ月	55名	アセアン諸国	令和7年4月	令和8年2月
*内訳：タイ（14名）、インドネシア（18名）、フィリピン（23名）				
*令和7年4月11日来日～令和8年2月19日帰国				
*基礎研修（4月）、学課研修（8月）、帰国時研修（2月）				

2) フォローアップ調査及び技術指導等

対象国（タイを予定）について、以下の調査・技術指導を行う。

(1) フォローアップ調査

日本での研修を終えて帰国した過去5年間の全OB OGの現在の営農状況等について、アンケート調査等による情報収集を行うとともに、優良事例を数例抽出する。また、抽出された優良事例の中で、調査対象国の優良者については、研修効果の発現状況を調査するとともに、更なる助言・指導を行う。本年度優良事例の調査対象国は、タイを予定。

(2) 上記(1)の結果について、学識経験者等を交えた検討会を開催し、研修効果の発現状況やその他の結果の分析と改善策等について検討する。

(3) 対象国に日本の中核的農家や専門家を派遣し、研修修了者や周辺の農家等を対象に現地圃場における栽培技術等を指導する。本年度の実施対象国は、タイを予定。

(4) 研修修了生と現地に進出する日系企業とのビジネスネットワーキング

母国で若手農業者として活躍する研修修了生と日系企業が将来のビジネスパートナーとして相互協力ができるような可能性を探るビジネスネットワーキングの機会を設ける。現地に進出している日系食産業関連企業等の他、JICA等の国際協力活動機関にも参加を促す。本年度の実施対象国は、タイを予定。

(5) フォローアップ調査及び技術指導に関する報告書を作成する。

(6) 研修修了者（OB OG）のデータベース作成

研修を修了して帰国した研修生OB OGの中から、日本で学んだ知識や技能を生かして高品質な農産物を生産し、かつ、その農産物を提供できる可能性と意識を持つ者をデータベース化する。これをベースに高品質農産物の調達先を模索する現地の日系食関連企業と彼らとを結びつけることで双方の利益を目指す。

4. 欧州等農業研修生受入事業（公1）

日本人農業研修生派遣国との相互交換として、欧州を始めとする海外諸国から研修生を受け入れ、農業研修を通じて相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に本事業を実施する。受入人員、研修期間は、以下を予定。

研修期間	受入人員	受入対象国	来 日	帰 国
1 年	1 名	デンマーク	令和 7 年 4 月	令和 8 年 3 月

5. 海外農村開発支援事業（公1）

【フィリピン安全野菜栽培技術の普及と流通販売改善活動〔外務省 日本NGO連携無償資金協力による〕】

外務省の「日本NGO連携無償資金協力」により、フィリピン農業省、同国ベンゲット州地方自治体、及び長野県南牧村の協力を得て、フィリピン国内に安全野菜生産技術を根付かせるとともに、農産物の出荷・流通技術を改善するための技術の普及を進めて食品ロスを削減し、商品価値を高め、同時に農民、流通業者、消費者を結ぶフードバリューチェーンの構築を実現し、以て生産者の所得向上を図る目的で令和3年3月から行ってきたが、令和7年3月末を以て当事業を終了した。令和7年度は、事業終了後の現地における残務、報告書のとりまとめ等を行う。

【新規事業のリサーチ及び計画】

新規事業実施に向け、令和7年度はそのためのリサーチ及び計画準備期間と位置づけ、途上国における実施可能な事業の策定を行う。

6. アセアン等農業人材育成支援事業（公1）

開発途上国の農業・農村の近代化を推進するために、将来を担う青年農業者に対して日本において農業技術等を修得させる。長年培ったアジア食料生産力向上農業人材育成事業（アセアン農業研修生受入事業）の経験を下に、技術移転を目的とする技能実習生制度を利用して次の支援を行なう。

1) フィリピン国からの受け入れ

フィリピンの送出機関によって推薦された農業青年を技能実習生として受け入れるべく実習生と受入農家双方の希望と意向を考え合わせて配属先を決定し、日本での農家研修を中心とした研修を行なう。

在留資格	受入人員	開 始	終 了
1 号	1 5 名	2 0 2 6 年 3 月（新規来日）	2 0 2 7 年 2 月
1 号	1 5 名	2 0 2 5 年 3 月	2 0 2 6 年 2 月
2 号-1 年目	1 4 名	2 0 2 4 年 3 月	2 0 2 7 年 2 月

2号-2年目	21名	2023年3月	2026年2月
3号-1年目	1名	2022年4月	2027年3月

2) タイ国からの受け入れ

タイの送出機関によって推薦された農業青年を技能実習生として受け入れるべく実習生と受入農家双方の希望と意向を考え合わせて配属先を決定し、日本での農家研修を中心とした研修を行なう。

在留資格	受入人員	開 始	終 了
2号-2年目	2名	2023年3月	2026年3月

7. 特定技能制度における登録支援機関業務等（公1）

6. の技能実習生制度を利用したアセアン等農業人材育成支援事業による日本での農業研修を修了した者（技能実習2号以上）、もしくは同等の資格を有する者で、更に技能を高め、より高度な農産物生産・出荷技術等の習得を目指そうとする者について、特定技能制度を利用して受け入れ、本会は同制度の登録支援機関としてその責務を果たす他、参加者の技術向上に資する研修等を提供する。

昨年度までのフィリピン人17名、タイ人2名に加え、令和7年度はフィリピン人9名（移行：6名＋新規入国：3名）とタイ人4名（移行：2名＋新規入国：2名）を加えた計32人に対する業務を行う。

8. 組織活動推進事業（他1）

1) 国際化対応営農研究事業

農業の国際化が進み、農産物価格の低迷、労働力不足、農業従事者の高齢化など厳しい農業経営環境の中で、時代に即した国際感覚に優れる農業経営者の担い手が求められている。

このため海外の農業について豊富な体験を有する海外農業研修体験者を中心に、全国を5ブロックに分けたブロック別営農研究会を開催する。

《開催予定県》

北海道・東北ブロック：山形県
 関東甲信静越ブロック：埼玉県
 東海・近畿・北陸3県ブロック：富山県
 中国・四国ブロック：島根県
 九州ブロック：長崎県

2) 国際農友会の支援業務

海外派遣研修生OB・OGの全国組織である国際農友会の事務局業務を行なう。

3) 機関紙「ニューファーマーズ」の発行

発行回数：年2回（7月、1月）

9. 研修生サポート事業（他2）

国内外の農業研修生をサポートするため、次の事業を行なう。

- 1) 海外派遣研修生への奨学金給付（バイエル スカラーシップ）
- 2) 海外派遣研修生への研修資金貸付（研修生サポート資金）

3) 技術書の作成・頒布

10. 情報・サービス事業（他2）

本会各県会員組織及びそれらの会員並びに関係団体等を対象に次の事業を行なう。

- 1) 海外農業視察・研修等の企画・実施
- 2) 求人・求職支援（無料職業紹介事業）
- 3) 都道府県、関係団体、会員等への便宜供与、その他

11. 国際協力等（他2）

本会事業の充実と国際社会への協力と貢献を可能な限り高めるため、次の事項を実施する。

- 1) 海外関係諸機関との提携及び協力の強化等
- 2) 海外諸国の本会事業関係者の来訪に対しての便宜供与
- 3) 開発途上国の農業開発、技術協力等に関する協力活動
- 4) 本会の活動、事業の拡大充実のための調査・研究活動等

12. 国際農業交流事業推進基金の管理運営（他1）

本会及び会員組織の充実及び事業の拡充を計ることを目的に設立された国際農業交流事業推進基金について、基金管理運営委員会を設置し公正かつ効果的にこれを管理運営する。

- 1) 基金の運用
- 2) 基金運用益の活用
- 3) 基金管理運営委員会の開催

13. 特別会計事業

- 1) 農業研修生国際交流特別会計事業
（農業研修生の国際交流にかかわる特別会計事業）
- 2) 国際農業交流事業推進基金特別会計事業
（協会の組織活動を推進するための基金管理運営にかかわる特別会計事業）
- 3) 農業研修生サポート資金特別会計事業
（海外派遣農業研修生に対する研修資金貸付、奨学金にかかわる特別会計事業）